

議員発案第1号

由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年3月9日提出

由利本荘市議会議長 三浦秀雄様

提出者 由利本荘市議会議員 伊藤順男

賛成者 同 上 渡部 功

同 上 今野英元

同 上 佐々木 隆一

提案理由

組織機構の改正に伴い、常任委員会の所管事項を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265条）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「企画調整部」を「企画財政部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。